

調布市 商工会報

平成30年2月1日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026
東京都調布市小島町2-36-21
TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
編集：広報委員会
URL: <https://www.chofusci.com/>

お も な 記 事

- P2 ● マイナンバー制度・
確定申告改正点他
P3 ● 資金繰りは商工会へGO!
P4 ● 無料相談会のご案内他

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。

商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。

所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日(金)から3月15日(木)まで、消費税(個人)は4月2日(月)までとなっております。

どうぞお気軽にご利用下さい。(無料)

医療費控除は領収書が提出不要となりました

【注 意】

領収書が不要となった代わりとして、医療費控除の明細書は引き続き必要となります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存が必要です。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	2/18	■ 病院	診療	6,000円	①
	5/28	■ 病院	診療	3,400円	①
		▲ 薬局	医薬品	700円	②
国税花子さんが受けた医療	9/13	〇〇診療所	診療	3,300円	③
			医薬品	1,100円	③



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書
※この領収書を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項

2 医療費(上記1以外)の明細 欄の書き方

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
① 国税 太郎	② ■ 病院	③ 診察費・加療 口医療保険サービス 口医薬品購入 口その他の医療費	④ 9,400円
① 同上	② ▲ 薬局	③ 口診療・加療 口医療保険サービス 口医薬品購入 口その他の医療費	④ 700円
① 国税 花子	② 〇〇診療所	③ 診察費・加療 口医療保険サービス 口医薬品購入 口その他の医療費	④ 4,400円

所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

開催日／2月16日(金)～3月15日(木)

受付／午前10時～11時30分

午後 1時～ 3時30分

※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。
また、期間後も商工会職員による個別相談を承っております。

☆夜間指導会☆

開催日／3月7日(水)・8日(木)

受付／午後6時～午後7時30分

決算確定申告指導会にお越しの方へお願い

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できる箇所は事前にご記入の上ご来会下さい。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけ下さい。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用下さい。

調布市商工会はe-Taxの利用を推進しています。

また、国税庁のホームページ内にある『確定申告書等作成コーナー』から確定申告書等の作成ができますので、ご利用ください。

～確定申告に必要な書類～お出かけ前に今一度ご確認ください!

- | | |
|--|--|
| ☐ 決算書、確定申告書用紙一式(税務署から郵送されたもの)
☐ 平成29年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
☐ 平成28年分確定申告書、決算書の控え、集計表
☐ 社会保険料の支払額(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等)
☐ 小規模企業共済掛金等控除証明書
☐ 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護医療用)
☐ 地震保険料控除証明書 | ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他)
☐ 配偶者の所得がわかるもの(源泉徴収票等。配偶者控除等を受ける方)
☐ 医療費の明細書(医療費控除を受ける方)
☐ 特定寄付金の領収書等(寄付金控除等を受ける方)
☐ 住宅取得控除等の明細書(住宅借入金等特別控除を受ける方)
☐ 印鑑・電卓など |
|--|--|

所得税 復興特別所得税 消費税 決算確定申告 ご相談は商工会へ!

平成29年分確定申告その他の主な改正点～セルフメディケーション税制について～

1.セルフメディケーション税制の概要

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日以後に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。
(注)セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、通常の医療費控除を併せて受けることはできません。また、これらのいずれかの適用を選択した後、更正の請求や修正申告によりこの選択を変更することはできません。

2.セルフメディケーション税制の適用を受けるための要件

(1)適用を受けられる方

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている居住者が対象となります。次の取組が、「一定の取組」に該当します。

- 1.保険者(健康保険組合、市区町村国保等)が実施する健康診査【人間ドック、各種健(検)診等】
- 2.市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- 3.予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- 4.勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- 5.特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- 6.市町村が健康増進事業として実施するがん検診

なお、申告される方が「一定の取組」を行っていることが要件とされているため、申告される方が取組を行っていない場合は、控除を受けることはできません。

※計算方法・適用を受けるための具体的な手続きについては商工会へお問い合わせください。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書などには

**マイナンバーの記載が
必要です!!**



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの
記載

本人確認書類の
提示または写しの添付

が必要です。

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時 / 土・日・祝:9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除きます)

※受付時間が変更される場合がありますので、内閣官房のホームページをご確認ください。

国税に関する
マイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ
「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー 検索

国税庁
www.nta.go.jp



本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)を

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを
確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主
であることを確認できる書類

- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

『エキスパートバンク』を活用してみませんか?

～経営計画を作成し、販路開拓・事業拡大に成功した事例の紹介～

相談内容

新規事業立ち上げのため、改めて自社の状況を客観的に整理するため、経営計画書の作成を行う上で、より精度の高い計画書となるよう具体的なアドバイスがほしい

対応

事業所の強み・弱みなどを分析するSWOT分析を実施しながら、経営上の課題を明確化させ、計画内容のブラッシュアップを行った。さらに、新規事業に係るランニングコストの算出、対象事業の販路開拓に向けた取り組みの支援などを行った。

エキスパートバンクの支援の流れ

相談者(小規模事業者等)

- ◆経営革新
- ◆ITを活用した経営管理
- ◆知的資産経営管理
- ◆地域資源の活用による商品開発等
- ◆事業継承

課題抽出
経営相談による

申込み
エキスパートバンク

専門家派遣

経営課題解決に向けた
アドバイス助言

経営改革



利用者コメント

自分自身でも経営計画書など定期的に見直しをしていましたが、改めて外部の専門家にってもらうことで、自分では気づかなかった課題に向き合うことができました。
新規事業についても徐々に効果が出始めており、大変感謝しております。

事業所名: (有)ロイヤルコーポレーション
店舗名: ホルモン本舗 昭和館
所在地: 調布市西つつじヶ丘3-37-2
代表者名: 山田 愛
業種: 飲食業(2店舗運営)



<http://www.karasuyama-saranhe.com>

無担保・無保証人 商工会長推薦融資

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

利子補給制度あり!

※注 利子補給制度の適用は平成29年度中に貸付された融資で当初1年間のみとなります

資金繰り総点検運動実施中!

資金繰り相談は 商工会へGo!

相談無料 秘密厳守!

商工会は行きます 聞きます 提案します

★担保不要! ★保証人不要! ★低金利!

運転資金・機械設備・業務用車両etc・・・の購入資金に!

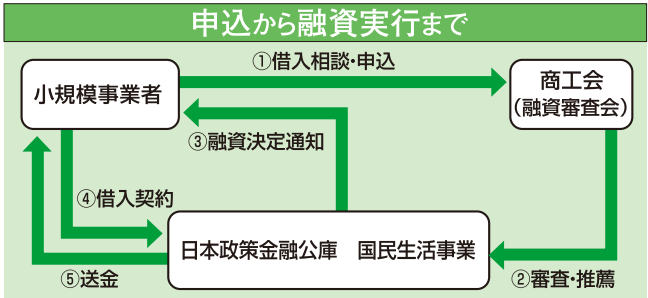
融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下の事業者
融 資 額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年 1.11 %（平成29年12月13日現在） ※最新の金利は商工会にご確認下さい → 当初1年間は利子補給制度があるので 実質 年 0.11 %!
融資機関	日本政策金融公庫 国民生活事業
申込書類	借入推薦依頼書、決算書2期分、所得税等の領収書 または納税証明書、既に利用している借入金明細書、 登記簿謄本、設備資金は見積書、その他

お申し込みの要件

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

- ① 商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）
- ② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③ 商工業者であること（最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。）

お申し込みは調布市商工会（TEL042-485-2214）まで御連絡ください



その他の金融制度（主なもの）

	融 資 名	融資対象者	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利 率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	普通貸付（マルフ）	ほとんどの業種の中小企業（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く）	運転 設備 特定設備	4,800 7,200	7年以内 10年以内 20年以内	1.16%～2.40% お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。	原則として連帯保証人または担保ただし、不要とする制度もあり
東京都	小口資金融資（小口）	従業員が20人（卸・小売・サービス業は5人）以下で保証残高が1,250万円以下の小規模企業者	運転	1,250	7年以内	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】1.9%以内～2.5%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.7%以内	【保証人】 不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の保証が必要
	小規模企業融資（小企）	従業員が30人（卸・小売・サービス業は10人）以下の中小企業者	設備	8,000	10年以内	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】2.1%以内～2.7%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.9%以内	【担 保】（小口）は不要 （小企）既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
調布市	普通融資資金	市内に住所（法人は登記上の本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運転 設備 運動・設備併用	1,500 1,800	7年以内 7年以内 7年以内	長期プライムレート利率（1.00%） 利子補給あり（融資利率×1／2）	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の信用保証料を市が2分の1補助

利率は、平成29年12月13日現在です。詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

毎月第1水曜日 金融相談会 商工会館で開催中

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です。

相談会に参加を希望される方は、調布市商工会までお申し込み下さい。

持参書類・・・個人事業の方は、平成28年・29年の所得税確定申告書・決算書、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書（コピー可）法人事業の方は、過去2期分の法人税確定申告書・決算報告書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書

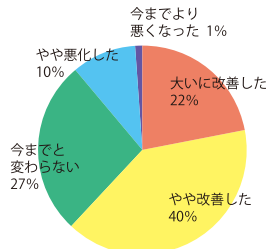
「トリエ京王調布」オープンによる影響度調査&地域経済動向調査

経営影響度調査

新商業施設「トリエ京王調布」のオープンによる市場環境変化の実態を把握する目的で調布市中心市街地とその周辺地域の800事業者を対象に平成29年11月にアンケート用紙を送付して実施しました。(回収率22%)

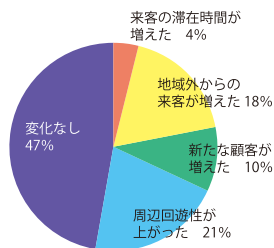
(1)「街のにぎわい」について

「大いに改善」と「やや改善」の合計で約62%の事業者が「改善した」と回答



(2)「人の流れ」について

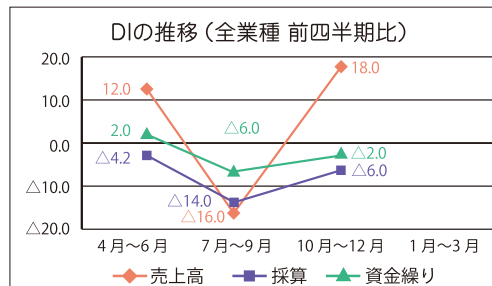
「地域外からの来客」と「新たな顧客」の合計で約28%、「周辺回遊性の向上」と「滞在時間の増加」を加えると約53%の事業者が「人の流れが改善している」と回答



詳細は、商工会ホームページをご覧ください

地域経済動向調査

調布市内の経済動向を把握することを目的に市内の小規模事業者の中から業種と地域を勘案した50社を対象に四半期(3カ月)ごとに継続して調査を行っています。(第3四半期の調査結果の概要)



市内小規模事業者の第3四半期(平成29年10月から12月まで)の状況は、前四半期と比べ客数・数量が増え客単価も上昇したことで売上高が回復しています。採算面は依然厳しいものの改善傾向にあります。経営上の問題としては、前四半期から続いている採算面の回復が遅いことと人手不足に加え、新規参入業者の増加や大規模店の進出による競争の激化など昨年9月のトリエ京王調布開業の影響を示すものがありました。

※DI(景気動向指数):調査項目ごとに有効回答数を分母として増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた値。

<伴走型小規模事業者支援推進事業>

司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中(要予約)～

次回 2月21日(水) 15:00～17:00

(相談時間は60分を限度とします)

会場 調布市商工会館
講師 東京司法書士会
調布支部所属司法書士
内容 登記・少額訴訟
会社設立その他
対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)
※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。



社会保険労務士による無料相談会

～毎月第2水曜日 開催中(要予約)～

次回 3月7日(水) 14:00～15:50

(相談時間は50分を限度とします)

午後2時～午後3時～ 各回先着2組まで

会場 調布市商工会館
講師 東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属社会保険労務士(総務・人事サポート調布)
内容 就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル
社会保険・労働保険に関すること
対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)
※書類作成や手続の代行はいたしません。



新人社員研修会開催

毎年恒例となっております『新人社員研修』を今年も開催いたします!人材育成コンサルタントとして大手企業での実績豊富な講師をお招きし、丁寧でわかりやすく説明します。内容は、『ビジネスマナーの基本』と『ビジネスコミュニケーション』に重点をおいた新入社員に欠かせないものです。是非、この研修を新人社員教育の場としてご活用下さい!

日時 平成30年4月11日(水)～13日(金)
午前10時～午後4時

会場 調布市商工会 3階 会議室
講師 (株)サクセスロード経営研究所
顧問コンサルタント
岩瀬 有紀 氏
受講料 1万円(1名につき)

研修の様子



創業者・事業者向けセミナー

“知って得する”簿記知識なしでも1日で経営分析できる!
～こんなに簡単!とても楽しいと大反響～

会計・財務知識のない方を対象に、身につけておくべき最低限の会計・財務のポイントについてお話し、実際の経営分析までできるようになることを目指します。参加者はグループセミナーの中で、気がつけば財務分析の基本が身についています。

日時 平成30年2月24日(土)
10:00～17:00(受付開始9:30～)

会場 市民プラザあくろす 3階 研修室3
定員 16名 ※最少催行人数 6名
参加費 500円 持ち物 電卓、筆記用具

セミナー講師 中小企業診断士 角 杉信氏

申込み・お問合せ 調布市産業労働支援センターのホームページアドレス
又は、電話 042-443-1217にてお申込みください。



お問合せ・お申込みは 調布市商工会 TEL042-485-2214 まで

商工会ホームページを
リニューアルしました!

<https://www.chofusci.com/> (http⇒httpsに変わりました。)

スマートフォンに対応し見やすく表示されるようになりました。ものづくり企業データベース、住まいの便利帳もパワーアップ!掲載企業随時募集中です。商工会の事業やセミナー情報など事業者の皆さまに役立つ情報を随時発信しております!是非ご覧ください!



スマートフォン
表示イメージ
(画面は開発中
のものです)

